

# 文京区立青柳小学校PTA会則

所在地 〒112-0012  
東京都文京区大塚5-40-18  
TEL 03-3947-2471

平成11年4月1日 制定  
平成15年5月16日 一部改正  
平成18年1月23日 一部改正  
平成22年5月8日 一部改正  
平成24年3月6日 一部改正  
平成27年3月3日 一部改正  
平成29年2月27日 一部改正  
平成30年2月27日 一部改正  
平成31年3月4日 一部改正

## 【第1章 名称と事務局】

- 第1条 本会の名称は、「文京区立青柳小学校父母と先生の会」（略称：青柳小学校PTA）とします。  
第2条 本会の事務局は、文京区立青柳小学校内に置きます。

## 【第2章 会員】

- 第3条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父母またはその保護者(以下「保護者」とします)及び本校に勤務する教職員とします。  
第4条 すべての会員は、本会の活動に参加するにあたり平等の権利と義務を有します。  
第5条 すべての会員は、会費を納入するものとします。

## 【第3章 目的】

- 第6条 本会は、児童の幸福と健全な成長を実現することを目的とします。

## 【第4章 活動方針】

- 第7条 本会は、その目的を達成するために、以下の方針に基づいて活動します。
1. 会員相互の親睦と教養の向上を図り、総意を集めて活動します。
  2. 学校教育及び研究に協力します。ただし、学校の人事には干渉しません。
  3. 学校内外の教育環境の整備に努めます。
  4. 地域社会に理解と協力を依頼します。
  5. 目的を同じくする外部の団体及び機関に協力します。ただし、特定の党派・宗教・営利企業等を支持及び批判しません。
  6. その他、必要な活動を行います。

## 【第5章 機関】

- 第8条 本会に右の機関を置きます。
- |               |         |
|---------------|---------|
| ① 総会          | ④ 常置委員会 |
| ② 役員会         | ⑤ 運営委員会 |
| ③ 学級会（協力員を含む） | ⑥ 特別委員会 |

## 【第6章 総会】

- 第9条 総会は本会の全会員で構成される最高議決機関とします。  
第10条 定期総会と臨時総会とします。定期総会は原則として年2回、年度初めと年度末に開催し

ます。臨時総会は運営委員会の要請、または会員総数の10分の1以上の要請があった場合に開催します。会長がこれを招集します。

第11条 総会は委任状も含めて、会員総数の5分の1以上の出席を以って成立します。

第12条 議決する事項は、以下の通りです。議案は事前に全会員に告示されます。

1. 役員及び会計監査の承認
2. 活動計画、予算及び活動報告、決算
3. 会則の改正
4. その他、重要事項

第13条 議案は、出席者の過半数の同意を以って可決成立します。ただし、会則の改正においては、出席者の3分の2以上の賛成により可決成立します。

### 【第7章 役員及び委員会】

第14条 本会に以下の役員を置きます。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 原則5名（保護者4名、教職員1名）
3. 書記 4名（保護者3名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
5. 副会長（会長補佐）1名以上（保護者）
6. 顧問 1名以上（前年度役員）

第15条 役員は本会の目的の達成を常に考え、前例にとらわれず、児童をとりまく現状に即した本会のあり方を提案し、実現していくことを職務とします。

第16条 役員の役職分担は、以下の通りです。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行します。
3. 書記は、諸会議の記録、資料の作成、保管、諸々の通信など庶務一般を行います。
4. 会計は、経理事務を行います。

第17条 会長候補の選出は、副校長、役員、会計監査及び次期役員候補、会計監査候補が行います。選出時期は、前年度2月までとします。

第18条 会長以外の役員は、各学年からの立候補あるいは互選とします。

- 1、2、3、4、5年生の各学年から2名・計10名の候補者の話し合いにより役職分担を決めます。選出期間は、前年度2学期中とします。

第19条 役員の任期は4月から翌年3月までの1年とします。ただし実務の引き継ぎ期間としての2ヶ月を設けます。原則として各役職の再任は1年に限ります。

第20条 役員及び会計監査候補は、年度末総会にはかり承認を経て決まります。

第21条 役員に欠員が生じたときは、役員会でこれを協議し、運営委員会で議決します。

会計監査に欠員が生じたときは、役員を除く運営委員会がこれを補充し、役員会及び運営委員会の承認を得ます。

第22条 役員は原則として、他の役員や委員を兼任することはできません。また、役員経験は学級会において、委員経験と同等の扱いを受けるものとします。

### 【第8章 学級会】

第23条 学級会は各学級ごとに保護者と学級担任で構成します。

第24条 各学級会は、学級代表委員1名を選出します。

- 2項 学級会は、学年全体で以下の委員を選出します。

校外委員…1名以上、 文化委員…1名以上、 広報委員…1名以上

第25条 委員の決定は各学級の保護者から立候補または互選により行います。

第26条 役員・委員以外の会員は協力員となります。

第27条 学級代表委員は役員会の依頼により、各学級会所属の協力員へ協力を依頼し、取りまとめます。

### 【第9章 協力員】

第28条 協力員は、PTA活動への全員参加を目的に、設置します。

第29条 役員・委員以外の会員は協力員となります。

### 【第10章 常置委員会】

第30条 本会に次の常置委員会を置きます。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 校外委員会
4. 文化委員会

第31条 各常置委員会に共通する運営

1. 各常置委員は、学級会の枠を超えて会員相互の理解と親睦を図り、啓発活動を行うことを職務とします。
2. 各委員の任期は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。
3. 各委員会は、各学級会より選出された委員及び担当教員で構成します。
4. 委員長、副委員長は立候補または互選によります。
5. 役員の依頼により学校行事、PTA行事などに参加、協力します。
6. 各委員は協力員への依頼を取りまとめます。
7. その他、各委員会の判断により必要な活動を行います。
8. 任期中途の欠員については各委員会で協議し、運営委員会で議決します。
9. 運営委員会に各委員会より1名以上出席します。

第32条 学年委員会

1. 各学年に所属する会員相互の理解と親睦を図り、学校や学級会相互の連絡・協議にあたることを職務とし、必要に応じて委員会を招集します。
2. 委員は、各学年の学級代表委員全員とします。
3. 学年代表、副代表は学級代表委員の立候補、または互選によります。
4. その他、第31条による運営を行います。

第33条 広報委員会

1. 会報を発行して、学校生活やPTA活動の状況を知らせ、PTAへの理解と協力を求めることを職務とします。
2. その他、第31条による運営を行います。

第34条 校外委員会

1. 地域における生活環境を考え、児童の地域における生活の向上を図ります。
2. 本校児童の健全育成のために望ましい校外環境を整備することと、会員相互の親睦を図ることを職務とします。
3. その他、第31条による運営を行います。

第35条 文化委員会

1. 児童の教育の向上、教育的環境の改善と会員の教養に関する活動の企画、運営を職務とします。

2. その他、第31条による運営を行います。

### 【第11章 運営委員会】

第36条 総会に次ぐ議決機関であるとともに、児童をめぐる諸問題について意見・情報交換を行う場とします。

第37条 校長またはその代理、担当教員、役員、常置委員会委員、特別委員会委員をもって構成します。

第38条 原則として各学期1回開催され、必要に応じて臨時に開催することが出来ます。会長がこれを招集します。

第39条 職務は以下の通りです。

1. 学校、役員会、各委員会が活動内容を報告しあい、相互理解を深めます。
2. 議決事項を議決します。
3. 各学級会、各委員会等で話し合われた諸問題について、意見・情報交換を行います。

第40条 議決する事項は以下の通りです。

1. 総会に提出する議案
2. 総会の委任を受けた事項
3. 特別委員会設置に関する事項
4. 役員、委員の補充に関する事項
5. 内規、その他、運営委員会が必要と認めた事項

第41条 議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。

### 【第12章 特別委員会】

第42条 特別委員会は必要に応じ、運営委員会の議決を経て、設置・解散します。その運営及び委員の扱いは、常置委員会に準じます。

### 【第13章 会計】

第43条 本会の経費は、会員からの会費及びその他の収入によります。

第44条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とします。

第45条 会費は月額350円（年間12ヶ月／4月から3月）とします。

第46条 転出児童のPTA会費は在籍した月まで徴収し、転入児童については転入の翌月から徴収します。

第47条 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理し、10月前後に行われる運営委員会で経費を書類にて報告します。

第48条 5月総会において会計監査の監査を経た決算報告をし、承認を受けます。

### 【第14章 会計監査】

第49条 本会は会計を監査するために会計監査を置き、決算時、その他必要に応じて監査を行います。

第50条 会計監査は、別に定める規定により2名（保護者1名・教職員1名）が選出され、総会の承認を受けます。

第51条 会計監査の任期は、4月から翌年3月までです。

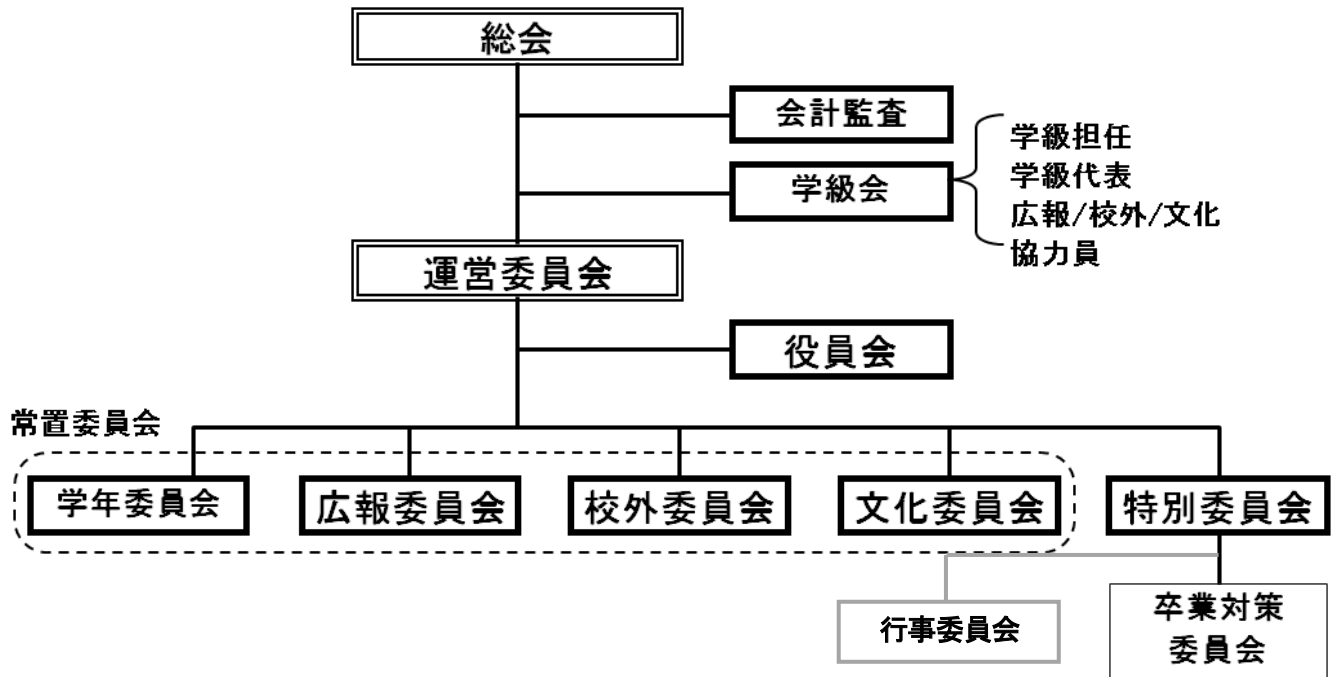
第52条 会計監査は、役員や学級会より任命される委員を兼任することはできません。ただし協力員は兼任することができます。

【第15章 その他】

第53条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。  
ただし、改正案は、まえもって内容を全会員に知らせます。

第54条 慶弔規定廃止

【青柳小学校PTA組織図】



【青柳小学校 PTA 個人情報取扱方法に関する内規】

令和4年10月22日制定

第1条 目的

この個人情報取扱方法は、文京区立青柳小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

第2条 指針

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 周知

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

第4条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する連絡、文書等の作成・送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

## 第5条 個人情報の取得

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、学校からPTAが取得したもの、およびPTA会長宛に書面または電子メール等で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

## 第6条 管理

個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## 第7条 保管

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データは提供事業者により適切に管理されたクラウド上や、ファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

## 第8条 第三者提供の制限・同意の取り消し

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 会員は個人情報の第三者提供に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目についてその同意を取り消すことができる。

3 不同意の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報の第三者提供を停止する。ただし、既に提供した個人情報についてはこの限りではない。

## 第9条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第8条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名等
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

## 第10条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第8条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名／住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### **第11条 秘密保持義務**

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

#### **第12条 情報開示等**

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### **第13条 漏えい時等の対応**

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

#### **第14条 苦情の処理**

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

**(附則)** 本取扱方法は、令和4年11月1日より施行する。なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、総会資料または職員室前への掲示等の方法をもって会員へ周知するものとする。

### **【PTA サークル活動内規】**

平成29年2月27日制定

#### **【第1章 名称】**

第1条 本規約は、本校PTA会員のサークル活動（以下、「PTA サークル」という。）について定める。

#### **【第2章 目的】**

第2条 PTA サークルは、会員の親睦、技能や知見の獲得、体力作りを主たる目的とした各種スポーツ・文化活動を行うものとする。

政治活動、宗教活動、営利目的は、PTA サークルと認めない。

#### **【第3章 定義】**

第3条 PTA サークルの統括はPTA本部が行い、役員会の承認をもって発足とする。

第4条 PTA サークルは青柳小学校PTA会員5名以上をもって構成する。

また、卒業生の保護者（旧PTA会員）についてもサークル活動に参加することができる。

但し、代表者は現PTA会員より選出するものとする。

#### **【第4章 活動補助費】**

第5条 次の事項に該当する場合、規定のPTAサークル活動補助費を助成する。

1. 名簿に会員氏名と児童のクラスを記載し、6月末までに提出する。
2. 1年間の活動報告を翌年度6月末までに提出する。
3. 1年間の会計報告を領収証とともに年度末に提出する。

4. 文京区主催のスポーツ大会に出場しているか、主な活動場所が文京区内にある公共施設。
5. サークル活動は年間を通して継続的に行う。

第6条 PTA サークル活動補助費は、以下の通りとする。

1. 名簿提出時の会員(卒業生保護者を含めず)5名以上10名未満のPTA サークルは最大1万円、10名以上のPTA サークルは最大2万円を助成する。
2. PTA サークル活動補助金の支払い対象者の人数は、在校児童1名につき、保護者1名として数える。
3. 2の例外として、前年度の文京区主催のスポーツ大会に出場した実績のあるPTA会員はサークル活動補助金の支払い対象者とすることができる。

#### **【第5章 PTA 活動への協力】**

第7条 PTA 本部がPTA 活動への協力依頼をした時は、可能な限り協力する。